

第三者評価機関の募集及び応募状況について

1 募集の実施について

(1) 募集期間

平成28年6月27日（月）から平成28年7月26日（火）まで

(2) 募集方法

○ホームページに掲載

○募集要項等の送付（県が実施した評価調査者養成研修修了者の所属法人宛て）

(3) 募集内容

○平成28年度宮城県福祉サービス第三者評価機関募集要項（P.2～）

○宮城県福祉サービス第三者評価機関認証申請書の添付書類に係る留意事項（P.4～）

○宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱，同要領（資料1 P.8～）

2 応募状況について

応募件数 4件

3 評価機関の認証について

(1) 調査審議

第三者評価機関認証部会において調査審議（平成28年8月5日）

(2) 認証有効期間

3年（平成28年8月13日から平成31年8月12日まで）

(3) 結果通知

認証要領第2条の規定により各申請者宛て通知

平成28年度宮城県福祉サービス第三者評価機関募集要項

宮城県では、福祉サービス第三者評価制度事業を平成19年度から実施しています。

今年度も、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）及び宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）の規定に基づき、福祉サービス事業者の評価を行う評価機関を募集します。第三者評価機関として認証を希望される場合は、下記により必要書類を宮城県保健福祉部社会福祉課宛て御提出願います。

記

1 認証要件

法人であること、組織運営管理業務の経験者及び保健、医療、福祉分野の有資格者かつ経験者を各1名以上評価調査者として設置することなどが要件となっています。詳しくは、認証要綱第3条を御確認願います。

2 募集対象

次に掲げる分野の評価を行う評価機関を募集します。

(1) 子ども分野

保育所

(2) 障害者・児分野

障害児入所施設、障害者支援施設、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設

(3) 高齢者分野

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、高齢者通所介護事業、高齢者訪問介護事業

※ 社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）については、平成24年度から、3年に1回以上の第三者評価の受審が義務づけられており、全国共通の認証を受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行っています。第三者評価機関の認証を希望される場合は、全国社会福祉協議会のウェブサイトを御覧ください。

3 募集期間

平成28年6月27日（月）から平成28年7月26日（火）まで

4 提出書類

(1) 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証申請書（認証要領様式1）

(2) 添付書類（認証要領第1条に規定する書類）

ア 定款、寄附行為等

イ 法人に係る登記事項証明書（3か月以内のもの。）

ウ 法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）

- エ 決算書（新設法人は不要）
- オ 事業推進責任者名簿
- カ 法人役員名簿（認証要領様式2）
- キ 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- ク 評価調査者名簿（認証要領様式3）
- ケ 評価調査者養成研修修了証書の写し
- コ 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
- サ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程
- シ 評価の手法・手順等に関する規程
- ス 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほか、独自の評価項目を設ける場合は、その評価項目
- セ 評価料金表
- ソ 評価実績（評価実績がない場合は、不要）
- タ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

※ 提出書類の作成に当たっては、別添「宮城県福祉サービス第三者評価機関 認証申請書の添付書類に係る留意事項」を御確認願います。

5 関係条例等

福祉サービスの第三者評価機関の認証や第三者評価の業務については、下記条例等に基づいて行われています。応募に当たっては、これらをよくお読みくださるよう願います。

※宮城県保健福祉部社会福祉課のウェブサイトに掲載しています。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>

- (1) 第三者評価事業推進関係
 - 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例
 - 宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱
- (2) 第三者評価機関認証関係
 - 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱
 - 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領
- (3) 第三者評価業務関係
 - 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱
 - 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領
- (4) 第三者評価基準関係
 - ア 宮城県福祉サービス第三者評価基準
 - 「保育所版」, 「障害者・児童施設版」, 「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」, 「特別養護老人ホーム版」, 「高齢者通所介護版」, 「高齢者訪問介護版」
 - イ 評価の考え方と評価のポイント, 評価の着眼点
 - 「共通項目」, 「保育所版」, 「障害者・児童施設版」, 「養護老人ホーム・軽費老人ホーム版」, 「特別養護老人ホーム版」, 「高齢者通所介護版」, 「高齢者訪問介護版」

6 提出先

宮城県保健福祉部社会福祉課団体指導班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1（宮城県行政庁舎7階）

※郵送（消印有効）又は御持参願います。

7 審査結果について

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会での調査審議等を経て、各申請者に認証の可否を通知します。認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間となります。

宮城県福祉サービス第三者評価機関 認証申請書の添付書類に係る留意事項

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第4条の規定により提出いただく認証申請書の添付書類は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）第1条の規定のとおりですが、記載に当たっては、下記に御留意願います。

(1) 定款、寄附行為等（認証要領第1条第1号）

定款等において、目的として、福祉サービス第三者評価事業を実施する旨の定めがあることが必要です。定めのない場合は、認証申請時に、定款の変更案も併せて添付してください。この場合、認証後速やかに定款等の変更を行うとともに、登記後、速やかに新定款等を提出してください。併せて、認証申請時に、宮城県知事宛ての確約書（参考様式は別紙参照）の提出をお願いします。確約書の記載事項について履行状況を宮城県が確認した後、第三者評価業務が実施できることとなります。

(2) 法人に係る登記事項証明書（認証要領第1条第2号）

3か月以内に取得したものを提出してください。

なお、上記(1)と同様の場合には、登記後に再度、速やかに登記事項証明書を提出してください。

(3) 法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）（認証要領第1条第3号）

事業計画書又は事業概要の作成に当たり、評価予定数の把握が困難な場合は、申請段階での見込み数を記載してください。

併せて、第三者評価事業の内容に関する規程（運営に関する規程）を作成してください。規程には、最低限、次の内容が定められていることが必要です。

①評価実施機関の名称、②評価実施機関の所在地、③評価の目的・基本方針、④事業推進責任者及び評価調査者、⑤評価の実施方法（認証要領第1条第12号「評価の手法・手順等に関する規程」で定めている場合は、その旨の記載で構いません。）、⑥実施する評価対象のサービス、⑦費用、⑧苦情対応、⑨事故対応及び損害賠償、⑩評価調査員の研修

(4) 決算書（認証要領第1条第4号）

新設法人の場合は提出不要ですが、既存法人の場合は、申請段階における直近の決算書を提出してください。

(5) 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類（認証要領第1条第7号）

法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容が分かる資料（任意の様式で構いません。）を添付してください。

(6) 評価調査者名簿（認証要領第1条第8号、認証要領様式3）

認証要綱第3条第3号及び第4号に該当する評価調査者を記載してください。認証を受けるためには、評価調査者は認証要綱第3条第4号に定める研修を修了していること及び同条第3号に定める該当者であることが必要です。資格要件に合致しているかの確認に必要ですので、評価要領様式3－添付資料1「経歴書」及び同添付書類2「実務経験証明書」を御提出願います。

す。また、宮城県が実施した評価調査者養成研修を受講済の方については、当該研修申込みの際に提出したものの写しを添付してください。

(7) 評価調査者養成研修修了証書の写し（認証要領第1条第9号）

認証要綱第3条第4号に定める研修の修了証書の写しを添付してください。

(8) 守秘義務に関する内容を含む倫理規程（認証要領第1条第10号）

第三者評価事業の実施に当たり、守秘義務や評価の公正性、中立性の保持等の倫理について定めた規程を作成し、提出してください。

(9) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程（認証要領第1条第11号）

認証要領第1条第3号に規定する「法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）」で定められている場合は、別途作成する必要はありません。

(10) 評価の手法・手順等に関する規程（認証要領第1条第12号）

第三者評価の手法や手順等が分かるように具体化した規程（実施要領等）を作成してください。

(11) 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほかに、独自の評価基準を設ける場合は、その評価項目（評価基準、判断基準の考え方と評価のポイント）（認証要領第1条第13号）

上記(10)の「評価の手法・手順等に関する規程」において、下記と同等の内容が定められている場合は、提出は不要です。

福祉サービスの第三者評価の実施については、宮城県が定めた第三者評価項目を用いるものとする。

宮城県の評価基準とは別に評価機関独自の項目を追加して設けて実施する場合は、その項目を提出してください。提出に当たっては、独自の項目に係る次の事項を任意の様式に記載してください。

①評価項目、②判断基準、③評価基準の考え方と評価のポイント、④評価の着眼点等
なお、宮城県が定めた評価項目よりも少ない項目では、認証を受けることはできません。

(12) 評価料金表（認証要領第1条第14号）

評価機関は、評価に要する料金を明らかにしておく必要があります。料金設定は各評価機関が独自に行いますが、評価の対価として受審する福祉サービス事業者の理解が得られる金額であることが必要です。

具体的には、サービス種別、施設の定員、利用者調査の有無、評価項目に評価機関が独自項目をオプションとして設定する場合など様々な料金設定が考えられます。それら変動要素を勘案し、適切な評価料金を設定してください。

(13) 評価実績（認証要領第1条第15号）

これまでに第三者評価の実績がある場合は、評価の実績が分かる資料（評価実績一覧表等。任意の様式で構いません。）を添付してください。

(別紙)

(参考様式)

平成 年 月 日

確 約 書

宮城県知事

殿

住 所
法人名
代表者

印

宮城県福祉サービス第三者評価機関として認証された際には、定款及び登記事項証明書へ第三者評価事業を実施することを明記し、その変更登記完了後、新定款及び新登記事項証明書を速やかに提出いたします。

なお、新定款及び新登記事項証明書を提出するまでの間は、福祉サービス第三者評価事業を実施いたしません。